

NPO生涯学習 キャリア・コンサルタント倫理規程

2005年7月26日

特定非営利活動法人 NPO生涯学習
キャリア・コンサルタント検定委員会

NPO生涯学習 キャリア・コンサルタント倫理規程

前文

昨今の厳しい雇用情勢の下、労働需給のミスマッチを解消することは我が国の最重要課題のひとつである。この労働需給のミスマッチを根本的に解決するためには、離職者・在職者はもとより、将来労働者となるべき未就職者を含めて、個々人が、適切なキャリア形成を行うことが不可欠である(以下、合わせて「労働者」という。)。

また、経済のグローバル化や技術革新により、産業構造のみならず個々の企業における業態についても、急激な変化を余儀なくされている。

したがって、必然的に個々の労働者に対しては、企業を越えて通用する能力(エンプロイアビリティ)を習得するための、自発的なキャリア形成努力が求められているのである。

このような状況下においては、労働者が、その適性や職業経験等に応じて自ら職業生活設計を行い、これに即した職業選択や職業訓練の受講等の職業能力開発等を効果的に行うことができるよう、労働者の希望に応じて相談を実施するキャリア・コンサルタントは、個々の労働者ひいては日本経済発展のために重要な使命を担っている。

キャリア・コンサルタントは、このような社会的使命の重要性を十分認識し、この「キャリア・コンサルタント倫理規程」(以下、「本規程」という。)の意義を理解して実践していかなければならない。

第一章 総則

1-1(定義)

特非営利活動法人NPO生涯学習の指定するキャリア・コンサルティングに関する訓練を受け、当法人の実施する検定試験に合格して登録している者を「NPO生涯学習認定 キャリア・コンサルタント(以下、「キャリア・コンサルタント」という)」という。

1-2(使命)

キャリア・コンサルタントは、労働者個々人のキャリア形成を支援し、もって日本経済の発展を図ることをその使命とする。

1-3(責任)

キャリア・コンサルタントは、その使命の達成にふさわしい識見と技術、及び人格を日々研鑽しなければならない。

1-4(心がけ)

キャリア・コンサルタントは、労働者個々人のキャリア形成支援にかかわる重要な使命を自覚し、健全な心身を保持し、日常の行動においても慎みをもってあたなければならない。

1-5(遵守義務)

キャリア・コンサルタントは、本規程を遵守する義務を負う。

第二章 行動規律

2-1(使命の自覚)

キャリア・コンサルタントは、技術革新の急速な進展など様々な社会・経済的な変化に伴い、個人自らのキャリア形成の重要性と、そのための支援の必要性について理解していなければならない。

2-2(役割)

キャリア・コンサルタントは、労働者に行うキャリア・コンサルティングが果たすべき下記の主要な役割について、理解していなければならない。

- (1) 個人の生きがい、働きがいまでも含めたキャリア形成を支援すること。
- (2) 個人が自らキャリアマネジメントできるように支援すること。
- (3) 個人と社会との共生の関係をつくる上で重要なものであること。

2-3(位置づけ)

キャリア・コンサルタントは、労働者に行うキャリア・コンサルティングが、個人のキャリア形成において重要な位置を占め、能力開発支援など様々なサービスと相まって行われることを理解していなければならない。

2 - 4 (スーパービジョン)

キャリア・コンサルタントは、業務全般において自らのスキル向上に常に努め、熟達したキャリア・コンサルタントからの指導を受けなくてはならない。

2 - 5 (職務遂行 / 公正)

キャリア・コンサルタントは、キャリア・コンサルティングを行うにあたって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別してはならない。キャリア・コンサルタントは、常に公正な態度をもってキャリア・コンサルティングを実施し、その信頼を保持しなければならない。

2 - 6 (職務遂行 / 公序良俗等)

キャリア・コンサルタントは、公序良俗に反する業務その他品性と信用を損なう事業を実施し、若しくはこれに加わり、又はこれらの事業に自己の名を利用させてはならない。

2 - 7 (職務遂行 / 目的外利用の禁止)

キャリア・コンサルタントは、相談者のキャリア形成のためにキャリア・コンサルティングを行うものとし、専ら自己の研究目的や興味のためにキャリア・コンサルティングを利用してはならない。

2 - 8 (職務遂行 / 情報の開示)

キャリア・コンサルタントは、職務を遂行するに際し、相談者に対して、コンサルティングの目標、範囲等について、必要かつ十分な説明を行い、相談者の十分な理解を得なければならない。

第三章 相談者との関係

3 - 1 (自己決定権の尊重)

キャリア・コンサルタントは、相談者が自己決定に基づいてキャリア・コンサルティングを受けることができるよう、事前及び必要に応じて適宜、十分な説明を行わなければならない。

3 - 2 (守秘義務)

- (1) キャリア・コンサルタントは、相談者について職務上知り得た秘密を正当な事由なく他に漏らし、又は利用してはならない。
- (2) キャリア・コンサルタントは、事例等の研究発表にあたっては相談者が特定されないように必要な措置を講じなければならない。
- (3) キャリア・コンサルタントは、職務遂行する過程で知り得た個人情報については、善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

3 - 3 (過大な期待)

キャリア・コンサルタントは、キャリア・コンサルティングに際して、必ず結果が出ることを請け負い、又は保証するなどにより、相談者に過大な期待を持たせてはならない。

3 - 4 (リファーマ及びコンサルテーション)

キャリア・コンサルタントは、キャリア・コンサルティングを行うにあたり、自己の業務範囲・役割を自覚し、能力の限界を正確に把握しなければならない。その上で、必要に応じて心理・医療などの他分野の専門家・専門機関への協力依頼、紹介、委嘱を行わなければならない。

3 - 5 (相談者との信頼関係)

キャリア・コンサルタントは、キャリア・コンサルティングに際して、相談者との間の信頼関係が失われかつその回復が著しく困難なときは、キャリア・コンサルティングの継続に固執してはならない。

3 - 6 (相談者との私的関係)

キャリア・コンサルタントは、私的な感情又は利害関係等が相談者との間に生じ、キャリア・コンサルティングの実施に支障をきたすおそれがあるときは、他のキャリア・コンサルタントを紹介する等の適切な措置を講じなければならない。

3 - 7 (配慮義務)

キャリア・コンサルタントは、キャリア・コンサルティングの実施に際して、相談者の心身に不必要な負担をかけたり、苦痛や不利益をもたらすようなことをしてはならない。

3 - 8 (紛争の防止)

キャリア・コンサルタントは、相談者との信頼関係を保持し紛争が生じないように努め、紛争が生じたときは信義誠実の原則に則って対処し、早期解決にあたらなければならない。

第四章 官庁・企業等との関係

4 - 1 (安全配慮義務への協力)

キャリア・コンサルタントは、官庁・企業等からの委託によりその従業員等にキャリア・コンサルティングを実施するに際しては、官庁・企業等が従業員等に対して負う安全配慮義務を企業等に全うさせ促進するよう協力しなければならない。また、キャリア・コンサルティングの実施のために適切な場所と必要な時間について配慮するよう企業等に要請しなければならない。

4 - 2 (利益相反)

キャリア・コンサルタントは、官庁・企業等からの委託によりその従業者等にキャリア・コンサルティングを実施するに際しては、下記事項を遵守しなければならない。

- (1) 官庁・企業等及び従業者等の双方に対して、キャリア・コンサルタントとして相応しい相当な注意義務を負う。
- (2) キャリア・コンサルタントは、官庁・企業等と従業者等との間で利益が相反するおそれがある場合には、いずれか一方の利益に偏ったキャリア・コンサルティングを実施してはならない。
- (3) 前項の場合、キャリア・コンサルタントは、官庁・企業等から従業者等に関する情報提供の要求があった

ときは、原則として従業者等の利益保護を優先しなければならない。但し、官庁・企業等の情報提供要求が、目的において社会通念上相当であり、かつ、法令に定められている範囲内である場合には、官庁・企業等の情報提供要求に応じることができる。

4 - 3 (3 - 8準用)

キャリア・コンサルタントは、官庁・企業等からの委託によりその従業者等にキャリア・コンサルティングを実施するに際しては、企業等に対しても本規程の義務を負う。

第五章 倫理委員会

5 - 1 (倫理委員会の設置)

本規程の遵守状況の確認、本規程に基づくキャリア・コンサルタントの改善事項の検討、本規程違反についての相談への対応、本規程違反に対する対処方法の検討、本規程の改廃の検討等を行うため、別に定める「倫理委員会設置規程」に基づく倫理委員会を、キャリア・コンサルタント検定委員会内に設置する。

5 - 2 (本規程の遵守状況の確認と改善事項の検討)

本規程の遵守状況の確認と、本規程に基づく改善事項の検討は、倫理委員会が行う。

5 - 3 (本規程の遵守状況の監査)

本規程の遵守状況の監査は、監査役がこれを行う。監査役は、倫理委員会に対して、本規程の遵守状況に関する意見を求めることができる。

5 - 4 (本規程違反についての相談)

本規程に違反する事実を知った者は、倫理委員会に相談することができる。この場合、倫理委員会は、相談者の秘密を厳守し、相談者は、相談を行ったことによって何らの不利益も受けない。

5 - 5 (本規程違反に対する対処)

本規程違反があった場合には、倫理委員会は、法令にしたがった対応を行うほか、必要に応じて適切な対処を行う。

5 - 6 (本規程の改廃)

本規程の改廃は、キャリア・コンサルタント検定委員会がこれを決する。この場合には、倫理委員会の意見を聴取しなければならない。

2005年7月26日 改訂

以上